

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見

- 農業を主産業とするこの地域にとって、施設ができた場合、すべての項目で生活環境が保全されていくとは思えない。現場搬入時を含め大気・水質・土壌等の検査は第 3 者機関に委ねるべきである。
- どうしても進める方向で考えるならば、親会社 (?) が現在稼働させているという大津の施設の見学会を開催してもらいたい。

理由

産廃施設はどこかには必要なものであるということは理解しているが、設置されようとしている地域住民にとっては、決して好ましい施設ではなく、生活していくうえで不安しかない。

そんな中で開催された 2 度にわたる説明会に、事業者である「伊賀環境サービス(株)」の社長が「所用のため」という理由で不在であった。聞くところによると、阿波・布引の説明会でも同様とのこと。なぜ都合のつく日に開催しなかったのか？ 事業の詳細説明については協力会社の人が行うのはわからなくもないが、少なくとも挨拶ぐらいはあってしかるべきである。御社の概要もわからないし、企業理念には不信感しかない。

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

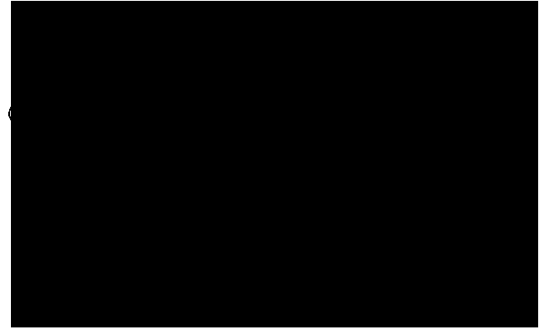
令和 6 年 7 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
下流にて飲料水、農業用水として利用している為 上流部での最終処分場の建設に反対する	
理由 (必須) 持ち込まれた廃棄物により 人体、環境に影響する物品 に触れた汚染水が川に流れ込む事が懸念される	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
開発によって、住民の小さな良きメリットばかりも ない事が目に見えている。問題があつてからでは解決 が来ない。地蔵集の問題が来ると解決が来 ない状態になっている。子供、孫の生活を考えると 開発に反対をする。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 17 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 水質検査は年 1 回と月 1 回とあるが異常が起きた場合 対応が遅れる。毎日するのが望ましいが最低でも週 1 回 実施するべきである。 異常が発生した場合の対策や補償の内容がない。	
理由 (必須) 未来に水質汚染や環境汚染の可能性を残す事は 絶対に許されない。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 山田地区の水道水源である服部川上流阿波地区での 産業最終処分場建設反対 ・汚染水の流出 ・有害物質の流水拡散 が絶対にと言えません	
理由 (必須) 生活水道水、農業用水 服部川水源に頼る 汚染水が服部川に流出し長年汚染水を飲む水道水を 摂取を繰り返して身体への悪影響は大きい	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 16 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
大山田地域だけでなく、脈部川の下流地域の 住民への説明、はどうなっているのか。 ボーダーライン スレスレの レッドゾーンの 一歩手前の計画の ように思われます。 「安定型」だから OK だと思う。基準値以下なら OK だと思う。 「ゼロ」があるのが大前提である。 基準値内でも、産廃があるというだけで、風評被害が充足する様に 思っています。	
理由 (必須)	
脈部川 ~ 木津川流域で、生活用水や農業用水として 利用している地域も たくさんある。大山田地区だけでなく 伊賀市全体の問題として取り組んでほしい。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 17 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
特に水質、土壌から反対です (特に)	
理由 (必須)	
- やはり水質 特に生活飲水の汚染が心配です。服部川水源にしか頼る所がないし、すぐに汚染されるとしても長い年月には汚染される可能性が大きいと思います。 - 稲作の水も汚染される可能性大。稲作農家が多くを営む山田地区の問題もあると思います。	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
別紙に同意。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

山田- 108

説明会における意見（R6.7.14説明会より）

- 1 風評被害として廃棄処分場が隣接している事自体商売上敬遠される。保障問題である。
- 2 農業に従事している地域住民が築き上げた伊賀米ブランドの汚点となる。
- 3 水質汚染・土壌汚染・大気汚染を100%防止することは無理。
安定型産廃処分場は安全というが汚染される可能性がある。
操業したら水道水源が汚染され健康被害をもたらす。裁判でも認められている事例あり。
- 4 オオサンショウウオの生息地域に建設は不可では。
- 5 事業計画会社の実態が不明
伊賀環境サービス(株) 設立：R3 所在：大阪府東大阪市
説明会には当該会社の職員は出席ゼロ → 委託業者1名 他関係者2名
本来、社長も出席して説明するのが筋、地域住民を何と思っているのか。
今回の事業の為に設立された会社であり事業が終わったら解散するのではないか。
もし汚染等が発生したら責任はだれがとるのか。
- 6 計画している処理場の面積は、事業計画会社及びグループ会社が所有している土地の一部であり、完了後次々と拡大していくのではないか。
- 7 事業計画書の内容について
「各段階で検査します」とあるが検査の実施に当たって内部の検査員では信用できない。
目視確認とあるが見えない・臭わない有害物質もあるがどう確認するのか。
環境ISOの認定も受けていない会社ではダメ。
必要と思われる検査が多くなされていない。再検討すべき。

最近老眼が強くなり、

乱筆乱文になってしまいました。

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

- 今回計画の
- ① 採水者及び分析者は3者でなければならぬ。
 - ② 安全型処分場から、フッ素化合物が化学反応をもち、PFAS (有機フッ素化合物) が発生し、環境水にたれ流しになり、飲料水として使用されている事が社会問題となっている。この物質は米国で発がん物質であることが報告され大問題となっている。水俣病は有機水銀、イタイイタイ病は鉛から溶出した環境水が原因である。
 - ③ 現状の生物調査がなされていない。
- による海洋汚染

理由 (必須)

- ① 当該者による採水、分析では信用性を欠くため、広く地域住民に安全性を十分に飲めない。
- ② 化学反応による発がん物質が発生している事が日本でも数多く知られる様になった。
- ③ サンショウウオだけが生物ではない。該処分場の動植物の現状を把握しておき、

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ① ・ ロ ・ 不明)

今後世代に継承して行くのが、現生に生きている者の責務である

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業計画の概要は、「最終処分場」は日本の産業発展や国土の保全のために必要不可欠な施設、とあります。そんな大事なものを、御社の地元(東大阪市)でやれ、	
理由 (必須)	
水道の水質汚濁や、伊賀米等の風評被害が出る。	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
浸透水溜池に集中された浸透水は、水処理施設で処理した後、既存水路に放流し、最終は服部川へ流入します。とあるが	
理由 (必須) 安全な水であるのなら、服部川に放流するのではなく、タンクローリーで大阪まで運んで、生活用水に使う覚悟があるのか？ 本意をお尋ねしたい。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質)・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
私達が飲んでいる水道水に問題はないのか!	
理由 (必須)	
日々、安心して飲んでいる水道水に何か問題はないか心配	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ () ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
施設稼働時に発生する排水・騒音による 様々な影響に肉々 十分な説明が必要だと感じます	
理由 (必須)	
大山田地域は環境に恵まれた水稲の産地であり 農作物への影響が懸念される。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
水質や悪臭が原因で、米の風評被害が心配です。 もし その様なことが発生したら、八山田の農産物すべてを 買い取って下さい。	
理由 (必須)	
八山田は村の時代から、水環境を重く、農業を行ってきた。 意見に書いたことが発生すれば、農家の生活どうぶつことに なる。	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
安定型処分場の建設反対	
理由 (必須)	
埋め立てする処分場で汚水処理もしない為 有害物質の流出・汚染の危険性が非常に高い	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

山田-115

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
建設には反対します。	
理由 (必須)	
水質汚染を心配します。 不安。	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
建設に反対します。	
理由 (必須)	
水質汚染が心配だから。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
別紙に反対意見を記載	
理由 (必須)	
別紙記載のとおり	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

安定型産業廃棄物最終処分場建設反対意見書

私は、伊賀市下阿波における安定型産業廃棄物最終処分場の建設に対して強く反対します。以下にその理由を詳述いたします。

1. 環境への悪影響

- ・河川・地下水汚染のリスク：産業廃棄物は有害物質を含む可能性があり、適切に管理されない場合、河川・地下水の汚染が懸念されます。河川・地下水は地域住民の飲料水源でもあり、その安全性が脅かされることは重大な問題です。
- ・生態系への悪影響：処分場の建設と運用により、周辺の生態系が破壊される可能性があります。特に、希少動植物が生息している場合、その影響は取り返しのつかないものとなります（動物としては、天然記念物オオサンショウウオへの悪影響・植物としては、伊賀米をはじめとする農作物への懸念）

2. 健康への悪影響

- ・住民の健康被害：産業廃棄物からの有害物質が大気や水源を汚染することで、地域住民の健康に悪影響を与える可能性があります。特に、長期的な曝露による健康リスクは無視できません。

3. 経済的悪影響

- ・地域経済への悪影響：処分場の存在は、地域のイメージを損ない、観光業や農業など地元産業への悪影響が懸念されます。これにより、地域の経済が停滞する可能性があります（風評被害）
- ・不動産価値の低下：処分場の建設は周辺の不動産価値を下げる要因となり、地域住民の資産価値が減少することになります。

4. 社会的悪影響

- ・地域社会の分断：処分場の建設を巡る意見の対立が地域社会を分断させる可能性があります。地域住民間の信頼関係が損なわれ、コミュニティの一体感が失われることは、長期的な社会的問題を引き起こします。

5. 代替案の提案

- ・私としては、持続可能な業務として地域・住民に快く受け入れられ、ましてや誘致を求められるような施設を代替案として提出を願っています。

◎結論

以上の理由から、私は伊賀市下阿波における安定型産業廃棄物最終処分場の建設に反対します。地域の環境、住民の健康、経済、社会の安定を守るためにも、このプロジェクトの中止を強く求めます。

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名 (

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (営農活動)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画区域は、地域住民の飲料水の水源、伊賀米づくりに不可欠な水割である。区域内の調整池では、水質検査は行われるのか？汚染された場合は、損失補償はあるのか？	
理由 (必須)	
米づくりによる営農活動を継続するため。	

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・㊦・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

者氏名)

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) ISO14001 の取得はいつ頃の予定をしているのでしょうか。 もし取得しないのであればその理由をお答えください。 私は水稻農家ですが、水質汚染により、米が売れなくなった時の補償はどの様にしてくれるのでしょうか。	
理由 (必須) 社内の水質検査では、データの改ざんあるいは検体のすり替えが行われる可能性が考えられますのでそれを第三者機関に査察してもらいたいです。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (風評被害について)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 説明会では安全な物質を埋め立てておりましたが、万が一人体自然に有害な物がまじっていた場合、また地震等で埋め立てた物が出てきた場合に、周辺の農畜産物に対する風評被害が発生した時の保証について どのような考えか教えていただきたい。 貴社の名前にもある伊賀地域全域では、R5年度のJAの資料によると、米で29億円、野菜で5億円、肉牛で13億円の販売高があり、福島、福島の風評被害でいかずと上記の農畜産物が影響を受ける事となる。貴社のみならず関連会社全て公表し、連名で風評被害発生時の保証について 念書を作成していただきたい。	
理由 (必須) 農家にとっては生産物の販売価格が生活に直結している。安定型とは言え産廃がある事、また万が一事故がおこった際に生産物が売れなくなる事は生活環境の保全の観点から重要な点であると考えます。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
のみね かくよこ かくてい かくは こまり ます	
理由 (必須)	
のみね は かくてい かくは	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
飲料水の汚染は困る。	
理由 (必須)	
飲水は生活に重要なものであるから。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 処分場を管理し続ける体力が会社にあるか不安、倒産した際に電線を引も継ぐ 体制が不明なので建設反対。 管理者がいなくなった後、周辺環境への影響が心配。	
理由 (必須) 処分場建設のためだけに作った会社か管理をし続けるとは思えない。 親会社はデイリーかもしれないが電線を取る事も明らかにされていない。 埋め立て、儲けるだけ儲けたら計画倒産してしまう会社には産業の処分場管理は 続けられない。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6年 3月 16日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 4 条及び条例規則第 2 1 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

1. 何故平素計血地方一定主此血分?

穀物の流通に支障をきたす方が専業・兼業に因り何農業に
 不利である筈である。伊賀米も全国の水運の
 悪化に悩まされる中、Aクラスの河運を得ている。又、伊賀米の生産に
 ついては昨今、海外輸入の穀物の高騰は、食料米の生産を必要
 不可欠と知り、又、伝統的に伊賀の流通は、三分の二が太平洋沿岸
 の流通に頼っている。今度の旱害について不安は計り得ない
 かと感じる。もしも、問題が夏王に現れたら、三分の一を取り返し、7割
4割に増やすと見張る。この地域が限界集落と、産物収縮の
 あり得る地域である。無理と通って計画を推進する事にしたい。

理由 (必須)

① 今更の天田の好経に因りて寛文の御根に成す事になりかね
いと本當に思ひ申し度具致にありけり

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明 ）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物に反対します。	
理由 (必須)	
景観に悪い。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
私は、伊賀米ブランドに惚れ、伊賀中で一番うまい米と思っ 人生を賭けています。エ 流で最終処分場が出来れば、もう伊賀米 は、ただのブランド無し米になり、伊賀地区の魅力が消えます。 米だけではありません。農産物金です。魅力が無い地域に は、人も集まらない、住み様になります。私は、この計画に対し、 断固反対します。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
日常生活において、水道水や農作物を安心して飲むことができ、 健康を害することはないという、安心・安全性の確保は ありたい。	
理由 (必須)	
日常生活において、何か問題が起きておらずには済まずに思っている 不安です。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
産業廃棄物工場が出来ることに伴う水質、 土壌汚染、悪臭等の心配があり、 計画工場の再検討を要望します。	
理由 (必須)	
産業廃棄物処理場の建設予定地は、周りに水田、川、 等があり、化学物質が土壌に流出・水路に流れこみ人体に悪影響 が出ないか又悪臭も運搬途中を含めて発生しないか等の観点での 不安材料があります。	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

山A-129

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物処理施設の設置に強く反対。 河川の下流に住んでいるので、今後の水質がとても不安。 今後、永々に管理していただけるのか。	
理由 (必須)	
近くの山林で不法投棄がある。設置後に、許可されていらない物など何でも埋め立てしてしまうのではないかと、今後、水道水を飲用することにためらいを感じる。子供達の健康をおびやかす様な不安になることはやめてほしい。有機物質や有機物の付着していないものというが、信用できない。管理会社が変った。管理がきちんと行っているのかと不安しかたない。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
① 安定型品目を目視の検査で、有害物質が付着していないと確認するのは不可能です。	
② コンクリートは割れたり、ヒビも入るのでそれにより周囲への影響を無くするのは不可能です。	
以上の理由から、周囲の土壌、 <u>水質</u> への影響、 <u>河川</u> への流出を懸念しています。	
理由 (必須) 上記 ①、②	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

山崎 - 131

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 <u>景観</u> ・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
私は、土壌汚染を心配します。体内には、微量でも、それが蓄積されると、30～50年後には、何らかの健康被害が出ます。伊賀地域は、大変、住み良い所で、若者が、どんどん移住にきています。こんな明るい将来のある土地も、産業廃棄物地区にしたいくないです。面積は、今の申請より、将来は、かなり増大されると予想します。金の財産は、必要ありません。私は、この計画に対して、断固反対します。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
地盤に埋め立てる場合の近隣住民に 脅威 を与える 恐怖	
理由 (必須)	
熱海のように盛土が大雨により土石流となり町に流れ込み多くの人命が失われた	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
反対します	
理由 (必須)	
汚染水が心配だから	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

山田 - 134

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
炊村は、フリーンワースの産業廃棄物施設に反対していましたが、県が許可し、現在、可動しています。近隣から悪臭の問題が出ています。 県が許可しあとも問題がおきても、どうすることもできないのが現状です。施設ができてしまえばあとの管理は地元はできません。県も市もできません。問題がおきからでは、おどします。県は業者に対して、施設建設の為の指導をします。決して、地元のことは考えてません。行政は業者に対してそれが仕事です。	
理由 (必須) 現在行政の失策により PFAS 汚染で、大きな問題になっています。 行政は責任をもちません。最終的には、地元住民がおおきな責任をおうことになると思います。 そういったことをしては問題反対します。	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
・ 放流水の水質検査を毎月全項目行い、地元住民に報告してまいります。 ・ 持込の廃棄物は目視のみでなく、数値上のデータでの検査をお願いいたします。 以上の事が出来ないのであれば、反対します。	
理由 (必須)	
汚染水が流出し、飲み水や農業用水に影響を与えることが 危惧される	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 1. 布引山脈の東側に断層が走っているが、地震への対応が必要ではないか。 2. 最終貯蔵ンお方法で最新部にシートにより、地下水脈との隔離が必要ではないか？ 3. 中間処理施設の設置場所は？ 4. 環境基準について説明を受けたが、市への届け出は 1 年に 1 回で良いが、地元自治協議会への届け出はどのように考えているか。また、水質汚染法に基づく検査項目についてもどうか？ 5. 4 項の項目に関連しているが、測定点は 1 箇所しか考慮していないのか？	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
山田地区の上流域に、産業最終処分場が建設される事により、その地の工廃に有害物質が蓄積されるリスクが発生する可能性があることから、建設には反対です。	
理由 (必須)	
最終的には、下流域である山田地区の水源地に汚染水が流出し、飲水や米を始めとして、あらゆる農作物や生活に悪影響がある可能性がある事に対して、非常に大きな不安や恐れを抱いているためです。産業最終処分場が建設されてしまう事で、現在の住民や、子ども達の将来が脅かされることを、大変危惧しております。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 阿波地域に計画している産業廃棄物最終処分場の建設に 反対します。	
理由 (必須) 汚染水の流出が危惧されます。私共の上田地区は水道の 水源として服部川の水を利用しており、米作り等にも活用しています。 伊賀米の風評被害も心配です。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
御社 企業理念をお聞かせ下さい。 親会社の「テグリーズ」さんの 企業理念 経営理念とは 何 (い) せんのか？	
理由 (必須)	
何故なら 企業理念の基で 産業廃棄物 処理を行うのか 分かる。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
建設に反対します。将来にわたって住民が不安を背負うことになってしまうと考えます。	
理由 (必須)	
汚染水が流出し、飲み水や農業用水に影響を与えることが心配されるため。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域的生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
水道水の汚染が気にするので反対です	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

山田 - 142

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
安定型処分場の建設反対	
理由 (必須) 有害物質の流出により、水道水から健康被害の出るおそれがあるため。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

山崎 143

事業計画意見書

令和 年 月 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 現地調査の結果、水質、大気等の数値は、 予測だけでは、正確に数値は算出せず、 5年先、10年先、水質の想定より許容を越える 水質の悪化が出るのでは！ それ以上の被害が発生した場合、貴社 は、しっかり当、阿波、山田、布引地区に 賠償金を出せるのか？！	
理由 (必須)	産廃施設 建設に反対 です！！

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・☒・ロ・不明）

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
水道水、又 主食である米の大切な用水なので 有害物質流出の危険あるため 反対する。 地区民が安全に生活できない	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ロ ・ 不明)

JEA-145

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 31 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
最も危険性が指摘されている最終処分場であり 汚染水の流出があるという納得する説明会ではなかった (市議会市議会による検査結果ではない) ただちに、建設計画を止め撤退をお願いしたい	
理由 (必須)	
・ 風評被害の懸念がぬけない ・ 子孫の健康を守るため	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
安定型処分場に義務付けられていない汚水処理施設を設置する計画となっているが、汚水の集水は部分的の設置された集水管のみであり、集水管伊賀市の場所に浸透した汚水は地下水等により外部に流出する恐れがある。 流れ出した汚水は、下流域を水源とする山田水源を汚染し、山田地域住民の飲料水が汚染される恐れがある。 本計画では、処分場外に拡散していくことを防止する手段となっていない。	
理由 (必須)	
水道水の安全性の確保のため。	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。） 水道水中の有機フッ素化合物の国の水道管理目標設定項目（暫定目標値はPFCSとPFOAの合算で50ng/L以下）に設定されています。 説明会では、PFASの検査も視野に入れていかないと考えているとの回答があった。 是非とも検査をすべきと考えるが・・・。	
理由（必須） 水道水の安全性の確保のため	

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・㊦・ロ・不明）

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
●持ち込まれる処分物について 持ち込まれる処分物については目視や臭い、展開検査及びマニフェストとの照らし合わせにより許可品 (安定型5品目) を区別する計画となっているが、プラスチックの添加剤や可塑剤等の有害物質の混入は免れないとの判例もある。説明会では、問題が懸念されるような廃棄物は事前にデータ等において確認し、放射性物質など勝手に廃棄すると犯罪でありそのような業者と契約はしないと回答された。 しかしながら、絶対に有害物質が混入されない証左はなく、有害物質の混入は不可避と思うため、第三者による最終チェック体制が必要である。	
理由 (必須)	
水質汚濁の観点から。	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年7月31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
伊賀市水道水源保護条例第15条には、何人も水源保護区域内において規制対象事業場を設置してはならないと定められており、条例第2条第4項には水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁する恐れのある工場その他の事業者は、第12条第3項に定める規制対象事業と認定される。 よって、山田水源の汚染の恐れから「規制対象事業場」と判断し、計画されている最終処分場は設置してはならないと解する。	
理由 (必須)	
水質汚濁の観点から。	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
この世に生れそ 人間、動物 植物 みな きれいな 水 空気 び 生 てる、その 常 止、 破す事は 人として、してはならない 事です。 でっ 対 又 対、 します。 許す事は できません。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和6年8月6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ 生物 景観・その他（ ）
意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。） オオサンショウウオが生息する河川流域において産業廃棄物最終処分場を設置することが何をもって三重県環境基本条例の目的に定める「環境の保全」を担保するのか。 また、権威とされている●●●●さんの指導内容を公開してください。	
理由（必須） 説明会における回答では、事業の実施により影響を与える動植物に関しては移植などして対応しているが、移植をしなければいけない事態など論外であり、事業計画を認められない。	

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

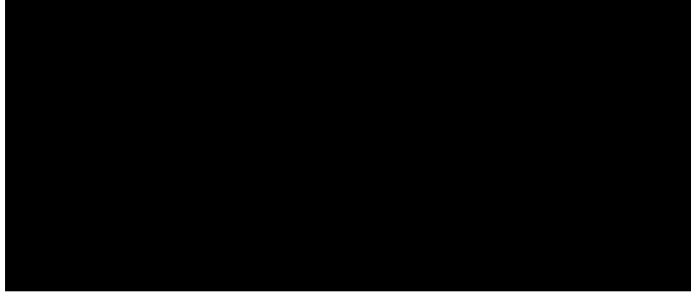
弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明 ）

事業計画意見書

令和6年8月6日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所



電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他（ ）
意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。） 埋立計画断面図においては、土留めとなるべき擁壁が土堰堤となっており、近年の集中豪雨等では想定外の崩壊を招き災害を発生させる恐れがあると思われるが、どのような設計計算により安全を確保できているのか。	
理由（必須） 5年間の集中的産廃投棄であり地盤が不安定であるため災害の発生確率が高く事業計画を認められない。	

提出期限：令和6年8月12日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ロ ・ ロ ・ 不明 ）

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
意見 ①説明会で出た資料の環境評価結果には、基準に入って良いことばかり強調して書かれています。しかし、答えだけ書いており、どのように評価したのか過程が見えません。見た感じ、自作自演のような感じでこれでは信用出来ません。もっと詳しい評価の過程を示して説明してください。 ②排水処理施設を設置し、活性炭で吸着して処理するようになっていますが、活性炭は定期的に入換をしないと吸着性能が落ちます。この点はどのように考えていますか。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

44B-154

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 木道水源林で、水源かん養の役割を持つ樹木を伐採・森林破壊とし、ゴミ問題解決という美名のもと作られた処分場から有害物質の流出による土壌汚染並びに河川の水質汚染という新たな公害の発生が懸念されます	
理由 (必須) 地域住民(とりわけ生活用木・農業用木として利用する者)にとって、回復しづらい生命・健康上 並びに農地を含む土地を汚染していることによる財産上の受忍し難い被害を防止する為。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

山田 ~ 155

事業計画意見書

令和6年8月4日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> <u>景観</u> ・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 当該処分場の建設は、有機物の流出による生態系への回復し難い悪影響(水は生物の死滅及び減少)、とりわけ多様な水生生物が棲む上流武河川が汚染・破壊され水環境を含む地域の景観と特性(森林に囲まれ育つ里山とそこに棲む生物と人々の暮らし)を破壊する行為に他ならないのではないのでしょうか？	
理由 (必須) 有害物の流出による生態系への悪影響を懸念するため、とりわけ清流に生息するオオサンショウウオが生息できる程の自然環境(エサとなる生物の生息を含む)が破壊される恐れがある為。	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 <u>景観</u> ・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) もし、処分場が許可された場合、建設工事開始から事業終了後も森林再生までの間、伐採された森林及び隣接森林からの土砂流出や山地崩壊は誰が責任を持って回復を行うのですか？ 又、有機物の流出と思われる水環境・住生活・健康への被害・影響が出た場合、責任の所在と、現状回復・被害弁償の義務は誰が負いますか？	
理由 (必須) 森林を含む水環境・住環境に深刻な影響が表面化するのを貴事業会社が解散後責任者不在で公害の発生が懸念されるにも関わらず、住民の反対を無視して許可を出した県(知事)、米道水環境保護条例があるにも関わらず反対しなかった(審議会)・市は公害回復を求めることになる為。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 (<u>景観</u> ・その他 (<u>跡地の利用とその裏付け</u>))
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業終了後の当該処分場の扱いはどうなりませんか？ まさかゴルフ場ではないですか？ 貴事業会社並びに貴ゴルフ会社が連帯して森林への回復を求めます。 その場合の裏付けとなる費用を 事前に基金として設ける 又は 供託する 又は 貴ゴルフ会社が連帯して負う連帯債務として保証される予定はありますか？ ヤサキ氏 サカイ氏 同席での貴社代理のオオシロ氏の「悪影響はない、良の側面はない」という趣旨の発言や 反対意見に対するオオシロ氏の否定的態度に対して、住民を安心させるためにも具体的なお考えをお示し下さい。 尚「他で やっているから大丈夫」「問題ありません」は 回答にありませんので、宜しく御回答下さい。	
理由 (必須) 許可後の 建設工事 事業開始に伴う森林伐採による土砂流出・木質汚濁による水環境・景観を含む森林環境、並びに 生活用水・農業用水を含む住環境の悪化に対する被害賠償に備える為。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
産業廃棄物処理施設に反対です。 ・国道163号線の拡幅及びガード設置	
理由 (必須)	
土地の地味は高齢者が多く二軒一戸など宅 連通等2利用にしているが通車者急増安全確保が 必要。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ① ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
反対です 会社の実態がわかりません	
理由 (必須)	
本来は会社が管理出来るもの 信憑性がありません	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

WJA-130

令和 6 年 8 月 3 日

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第２４条及び条例規則第２１条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

反対が可。
ブルフ市場(菊菜)の予定土地

理由(必須)として、ゴルフ場の計画があり、その場合ゴルフ場が(第) 1 次工業用地の場合には①土地確保の量の制限②敷地整理の必要と 容量③排水計画④掘削の必要とするため⑤進入路の交通の安全策 である計画がある。ゴルフ場用地は工業用地と異なるため、この要項が あり、この計画による。したがって、この計画は、ゴルフ場用地の計画である。

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

その後、夏次増やしていくと(画)にできるが、~~最終~~ 今回検討通にしたい。最終の南築計画を示してあげたい。その上、本計画の位置付けを示してあげたい。

と2モ、1はく産の2知の計(1)画に大至く(南)築が道に半程は関係する。

令和 6 年 8 月 3 日

電話番号 (任意)

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）

22/2/20

理由(必須)として、塩の六価クロムが含有土壌であること、
また、それらが一般に塩漬土壌で塩度が低い。六価クロムの
環境汚染については不安が示されている。また、解毒剤として、
解毒剤として、また、例えば「 γ -HCH」が示されている。(塩)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明 ）

有害物質が2月11日に付着したことが判明した。

押出機の調整等に特定が可能なか？ 不可能であれば

埋入式の汚染物の汚染検査が可能か？

不可能であれば無責任に費金はしない。

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

河川に生息する魚や植物等に悪影響を及ぼす

反対です。

理由 (必須)

オオサンショウウオを主として、魚や植物等に、①建設時の影響②事業開始から
将来永年かかる影響が不明で、河川に悪影響を及ぼすおそれがある。

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ① ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

反対です。

今、安定型の処分場が必要性がわかっています。

理由 (必須) リサイクル社会と呼ばれて25年経過しているが、処理の対象物を見ると、全リサイクル可能と考えることができない。安定型が必要とする理由がわからず、①必要性の理由②排出量の明示③排出物の環境に与える影響の調査④リサイクル不可能なものは

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

根拠

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ① ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業処理場の南側に面しています。 トラックの搬入による騒音を危惧します。	
理由 (必須)	
R163 地区に自宅があり、現在もトラックの騒音や家の揺れがある。 これ以上トラックの交通量が増えることは、近所への影響がある。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

山田 - 105

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

反対です。
会社としての実態、実績が全くなく、名義のみの会社
の為、信用できません。地域住民の方の意見や質問
に対して真摯に向き合おうという印象を受けません。
生活水や農業用水として利用している水の水源地近
くたという事を端から念頭に置いてない、利益優先
な土地の選出場所だ。納得のいく業務実態と実績を提示下さい。

理由 (必須)

会社として何か問題があった時に、責任をとる姿勢が
見受けられない

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
伊賀環境サービス株式会社を信用できず 産業廃棄物処理場を反対します。	
理由 (必須)	
会社の詳細 (スタッフ数、実績等) が不明であり 安心して処理場を建設できない。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
会社の実態が分からず、会社を信用できません 産業処理工場もをつくることを再考精進してまいります。	
理由 (必須)	
実績、従業員数など会社の詳細が不明であり。 由られてい合せをすることができません。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
反対です。 子供の通学等が、トラックによる危険に晒される ので、国道163号線に歩道を確保してほしい。	
理由 (必須)	
高齢者が多く、子供の命も危険に晒される為。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 水質 ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 反対です！ 土壌・水質共に汚染はされないという根拠も、明確な 保証も示されていない中、地域住民の納得がないう 言いが進むっているのはなぜか？ 説明をするべき代表の方が説明できない、説明会に 現れないのはなぜか？ 代表のかわりに来た方も納得がい くような説明ができないのはなぜか？	
理由 (必須) 誰も納得がいく説明がなされていない中、事行が進んでいく 事に不信感しかない為	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ① ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
ゴルフ場開発の予定地、計画があり、そのままゴルフ場 が開設された場合 ①土を動かす量の規制 ②調整池の設置と容量 ③排水計画 ④堰堤をはしめとする土留め ⑤進入路の交通安全対策 などの規制が多くあり、ゴルフ場計画のごく一部で、その規制順次増 やしていくと聞いているが今後の計画を示して下さい。	
理由 (必須)	
今後の計画の見通しがまなくされていない為。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

山田-171

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
・今、安定型の処分場の必要性がわからない。	
理由 (必須) リサイクル社会が叫ばれて長年経過しているが、処理の対象物を見ると、全てリサイクル可能と考えますが、安定型が必要な理由がわからない。よって、必要性の理由・排出物の明示・排出物の環境に与える影響・リサイクル不可能な根拠。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

国道163号の拡幅及び歩道の設置

理由 (必須)

大山田地域は高齢者の多い国道も歩く。又
自家用車は移動に必要不可欠な手段であるともい
ふことも通学に自転車も利用している。以上の
観点から国道の拡幅、歩道の設置は必要である

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

コンクリートの有害物質について

理由

コンクリートには、一定の六価クロムが含有されていると聞いているが、それらが一ヶ所に集積されて密度が増し六価クロムの環境汚染につながる不安が拭き取れない。解体コンクリートにも、解体された事業所によっては、

理由 (必須) 例えは、メッキ工場などでは有害な物質がコンクリートに付着している可能性が拭き取れず、非出先も肉発前に特定するところが可能か？不可能であれば、埋め立て前に廃棄物の汚染検査が可能か？不可能であれば、無責任で

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

賛成しているわけではない。

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
ゴルフ場開発の予定地	
理由(必須) その昔、ゴルフ場の計画があり、その時ゴルフ場の開発に当たっては ①土砂の移動量の規制 ②調整池の設置と容量 ③排水計画 ④堰堤とほしめとする工留め ⑤進入路 の交通安全対策 などの規制が多くあり、ゴルフ場全体が 地域と共生するための要項があったと聞いている。	
理由(必須) しかし、今回の計画は、ゴルフ場計画のごく一部で、 その後順次増やしていくとも聞いているが、今回の計画にか いては、最終の開発計画を示して下さい。とて、小さく断り、 知らない内に大きく開発が進むことを危惧します。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・(生物) 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
河川に生息する動植物などに対する 影響	
理由 (必須) オオサンショウウオをはじめとして、阿波川に生息する動植物に ①南発時の影響 ②事業開始から未来永劫までの 影響が不明で、私たちが賛成できる根拠がない。	

提出期限：令和6年7月8日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ハ・ロ・不明）

山崎-176

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

今、安定型の処分場の必要性が
わかっていない

理由 (必須)

リサイクル社会 への移行は、長年経過しているが、処理の
対象物を見ると、全てリサイクル可能と考えられる。安定型が必要
な理由がわからない。よって ①必要性の理由 ②排出先の
明示 ③排出先の環境に取り組む姿勢 ④リサイクル不可能な廃棄物

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (<u>環境全(ぽん)</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 反対します。 地元住民から賛成意見はなく、反対しかないのに 事業を進めるメリットは何ですか？ 過去の事例から、安定型処分場による環境への被害が 多数あると聞きました。山田地区が絶対安全であると どのようにして証明していただけますか？	
理由 (必須) 住民への安全への保証がないままでは不安です。 事業主の方が責任を持って処理場の管理をしていただけるか 分らない。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
産業処理場について存続します。 以前の処理場の計画がありそのままこの場が南側にあった場合は ①土を動かす量の規制 ②調整池の設置と容量 ③排水計画 ④堰堤をはじめとする土留め ⑤進入路の交通安全対策があった。今回の計画の最終南側計画を示してほしい。	
理由 (必須)	
1/31までに知らぬ間に大きく南側に進むことが危惧する。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

1110-179

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (搬入トラックについて)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
産業廃棄物処理施設には反対です。 搬入台数が 1 日 20～30 台とあるが、国道 163 号線へ景観の影響が考えられます。 ・歩行者への危険 (歩道の設置を求めます) ・トラックの通行時の騒音	
理由 (必須)	
歩道のない道路が多く、高齢者が多く事故発生率も 現在高い。交通量が増えることで更なる安全対策が必要。	

提出期限：令和 6 年 7 月 8 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項 第 9 号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
産業処理場について反対します。 コウラの有害な物質について コウリートには一定の大量の有害物質が含まれていると聞いている。 それらが川に集積されて密度が増し、大量の有害物質の環境汚染につながる不安が拭けない。	
理由 (必須)	
有害な物質がコウリートには蓄積している可能性は否定できず、 非出先を調査前に特定することが可能か。不可能であれば、 出前に廃棄物の汚染検査が可能か。不可能であれば無意味に費やすことになる。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ㊦ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 産廃処理施設の設置には反対いたします。 ・農作物(伊賀のブランド米等)に対する風評被害 <u>あった場合の保証は?</u> ・安定型の処分場は有害物質も含まないとされているが、目視では確認できない有害物質が0とは言いきれない。全く含まれていない事を証明してほしい。 また、気づかず含まれていた有害物質によって 起 健康被害が起こった場合の調査方法と保証内容(金額等)を具体的に明示してほしい。	
理由 (必須) 将来、子ども達にかかる悪影響が心配 さらなる人口減少に拍車がかかる 地元住民の住みにくい土地になってしまう	

提出期限：令和6年7月8日(事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 反対です。 水質に問題が発生した時、伊賀地域全域で利用されている服部川の水で作られた農作物に対して、風評被害や経済被害についてはどういった見会ですか? 保証と保証額について詳しい客員と内容の提示を示して下さい。	
理由 (必須) 農業で生計を立てている人が多い地域なので、 風評被害が出た時点で、生活が困窮する為。	

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 水道水の水質汚染に対する不安が拭えないため、本計画に反対します。 自分たちの暮らす土地から出たのではない処理物を埋設されることに強い違和感があります。「日本全体における産業の安定した経済活動を支えていくため」(御社「事業計画の概要書」より引用)に田舎が犠牲になれと言われている気分です。 サステナブルな社会を目指すというのであれば、処理物を減らす工夫や処理物が発生した場所付近での処理などを検討するべきだと思います。収益を上げるための開発を都会で行い、その際に出たゴミは田舎へ押し付けるといった構造が本当にサステナブルなののでしょうか？	
理由 (必須) 奈良地方裁判所 平成21(行ク)6 の裁判要旨 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=80260 環境省の資料「安定型最終処分場に係る対策の検討状況について」 https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf にあるように産業廃棄物の中に安定型産業廃棄物以外の有機物等も含まれる懸念があるため	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 水道水の水質汚染に対する不安が拭えないため、本計画に反対します。 自分たちの暮らす土地から出たのではない処理物を埋設されることに強い違和感があります。「日本全体における産業の安定した経済活動を支えていくため」(御社「事業計画の概要書」より引用)に田舎が犠牲になれと言われている気分です。 サステナブルな社会を目指すというのであれば、処理物を減らす工夫や処理物が発生した場所付近での処理などを検討するべきだと思います。収益を上げるための開発を都会で行い、その際に出たゴミは田舎へ押し付けるといった構造が本当にサステナブルなののでしょうか？	
理由 (必須) 奈良地方裁判所 平成21(行ク)6 の裁判要旨 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=80260 環境省の資料「安定型最終処分場に係る対策の検討状況について」 https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf にあるように産業廃棄物の中に安定型産業廃棄物以外の有機物等も含まれる懸念があるため	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 水道水の水質汚染に対する不安が拭えないため、本計画に反対します。 自分たちの暮らす土地から出たのではない処理物を埋設されることに強い違和感があります。「日本全体における産業の安定した経済活動を支えていくため」(御社「事業計画の概要書」より引用)に田舎が犠牲になれと言われている気分です。 サステナブルな社会を目指すというのであれば、処理物を減らす工夫や処理物が発生した場所付近での処理などを検討するべきだと思います。収益を上げるための開発を都会で行い、その際に出たゴミは田舎へ押し付けるといった構造が本当にサステナブルなののでしょうか？	
理由 (必須) 奈良地方裁判所 平成21(行ク)6 の裁判要旨 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=80260 環境省の資料「安定型最終処分場に係る対策の検討状況について」 https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf にあるように産業廃棄物の中に安定型産業廃棄物以外の有機物等も含まれる懸念があるため	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 7 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 水道水の水質汚染に対する不安が拭えないため、本計画に反対します。 自分たちの暮らす土地から出たのではない処理物を埋設されることに強い違和感があります。「日本全体における産業の安定した経済活動を支えていくため」(御社「事業計画の概要書」より引用)に田舎が犠牲になれと言われている気分です。 サステナブルな社会を目指すというのであれば、処理物を減らす工夫や処理物が発生した場所付近での処理などを検討するべきだと思います。収益を上げるための開発を都会で行い、その際に出たゴミは田舎へ押し付けるといった構造が本当にサステナブルなののでしょうか？	
理由 (必須) 奈良地方裁判所 平成21(行ク)6 の裁判要旨 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=80260 環境省の資料「安定型最終処分場に係る対策の検討状況について」 https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf にあるように産業廃棄物の中に安定型産業廃棄物以外の有機物等も含まれる懸念があるため	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ロ ・ 不明)

主 文

- 1 本件申立てのうち，申立人Aに係る部分を却下する。
- 2 奈良県知事が，相手方訴訟参加人に対し，平成21年8月10日付け許可番号〇をもってした産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の効力は，本案判決が確定するまで停止する。
- 3 申立費用は，申立人Aに生じた費用と相手方に生じた費用の15分の1を申立人Aの負担とし，申立人B，同C，同D，同E，同F，同G，同H，同I，同J，同K，同L，同M，同N及び同Oに生じた費用と相手方に生じたその余の費用を相手方の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

主文第2項同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は，奈良県知事が，平成21年8月10日，相手方訴訟参加人(以下「参加人」という。)に対して，別紙1「本件施設の概要」記載の産業廃棄物処理施設(以下「本件施設」という。)の設置許可処分(以下「本件処分」という。)をしたところ，同記載の設置場所(以下「本件予定地」という。)の周辺に居住し若しくは農業を営み，又は，同所の周辺に土地を所有している申立人らが，本件処分は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)15条の2第1項等に規定されている許可条件に適合せず違法であり，同処分により本件施設の設置工事等が開始されれば申立人らの所有権や健康等が害され，又は害されるおそれがあり，その被害回復は事実上不可能となる旨主張して，行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)25条2項に基づき，本案判決が確定するまで同処分の効力の停止を求めた事案である。
- 2 前提事実(争いのない事実及び本件記録により一応認められる事実)
 - (1) 申立人Aは，奈良県五條市 α の区民で組織する権利能力なき社団である。

その余の申立人らは、別紙２の１写真に記載された番号付近の各土地を所有して柿や梅を栽培し、又は、別紙３の１写真に記載された番号付近の各土地に居住する者らである（別紙２の１及び別紙３の１の各写真の各番号は、それぞれ別紙２の２及び別紙３の２の各表に記載された各番号と対応する。また、上記各写真に記載された同心円は、本件予定地からの距離を示している。疎甲９ないし２１，２８ないし３４，５５，５６）。

奈良県知事は、法１５条１項に基づく産業廃棄物処理施設設置の許可権限を有している。

参加人は、産業廃棄物の収集業及び処分業等を目的とする資本金１０００万円の株式会社である。

- (2) 参加人は、平成２０年７月１４日、奈良県知事に対し、本件予定地を設置場所として産業廃棄物最終（埋立）処分場・安定型の設置許可申請（以下「本件申請」という。）をした（疎甲１）。
- (3) 申立人らは、平成２１年１月１９日、相手方を被告として、奈良県知事は本件申請に対し許可をしない旨の差止めを求める訴え（当庁同年（行ウ）第３号産業廃棄物処理施設設置許可差止請求事件。以下「本件本案訴訟」という。）を提起した。
- (4) 奈良県知事は、本件申請に応じ、平成２１年８月１０日付けで、参加人に対し、法１５条１項に基づき、本件施設の設置を許可する旨の処分をした（疎甲５２。本件処分）。
- (5) 申立人らは、本件処分がされたため、同月２４日、同処分の取消しを求める旨訴えを変更するとともに、本件申立てを行った。

3 争点

- (1) 申立人らの申立適格の有無
- (2) 重大な損害を避けるための緊急の必要の有無（行訴法２５条２項本文）
- (3) 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれの有無（行訴法２５条４項）

(4) 本案について理由がないとみえるか（行訴法 25 条 4 項）

4 争点に関する当事者の主張

本件申立てに関する申立人らの主張は、別紙アの 1 及び 2、これに対する相手方の主張は、別紙イの 1 ないし 3、参加人の主張は、別紙ウの 1 及び 2 各記載のとおりである。

第 3 当裁判所の判断

1 争点(1)（申立人らの申立適格の有無）について

(1) 執行停止の申立ては、本案である取消訴訟が適法な訴えとして提起されていることをその適法要件としているから（行訴法 25 条 2 項）、執行停止の申立適格を有するのは、本案訴訟の原告適格を有する者であると解されるところ、本案訴訟において原告適格が認められるのは、当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」である（同法 9 条 1 項）。

そして、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

そして、処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに

当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである（同条２項）。

- (2) 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対して所定の事項を記載した申請書を提出し、その許可を受けなければならないところ（法１５条１項２項）、特に、当該施設が最終処分場である場合は、その設置により周辺地域に災害が発生することを未然に防止するため、同申請書に災害防止のための計画を記載しなければならないとされ（同条２項８号）、これを受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）１１条４項は、災害防止のための計画に係る事項として記載すべきものとして、産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項（１号）、公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項（２号）、火災の発生の防止に関する事項（３号）等を規定している。

そして、法１５条の２第１項は、上記の知事の許可につき、当該産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること（１号）や、当該施設の設置や維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること（２号）を要件とし、当該産業廃棄物処理施設が安定型最終処分場である場合、同項１号の技術上の基準については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令２条によって廃棄物の流出防止や安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するための水質検査等に関する基準が詳細に定められている。

法１５条の２第１項は、法１５条２項８号の規定と併せ読めば、周辺地域に災害が発生することを未然に防止するという観点からも上記の技術上の基準に適合するかどうかの審査を行うことを定めているものと解するのが相当である。

そして、人体に有害な物質を含む産業廃棄物の処理施設である最終処分場については、設置許可処分における審査に過誤、欠落があり有害な物質が許容限度を超えて排出された場合には、その周辺に居住するなどしている者の生命、身体に重大な危害を及ぼすなどの災害を引き起こすことがあり得る。

このような法15条及び15条の2の趣旨・目的及び上記の災害による被害の内容・性質等を考慮すると、同条等は、産業廃棄物最終処分場について、その周辺に居住するなどし、当該施設から有害な物質が排出された場合に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体的安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

以上の見地から考えると、当該施設から有害な物質が排出され、大気や水源等が汚染されることにより生命又は身体に係る重大な被害を直接に受けることが想定される範囲に居住するなどしている者は、当該施設設置許可の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」として、本案訴訟における原告適格を有し、同許可の効力の執行停止の申立適格を有するものというべきである。

そして、上記範囲にあるか否かについては、当該施設の種類・規模、当該施設周辺の地形、予想される災害の規模・範囲、住民らの生活状況、住民らの居住地等と当該施設との位置関係等の具体的諸条件を総合考慮の上、社会通念に照らして合理的に判断すべきである。

- (3) 本件記録によれば、本件施設で処理する産業廃棄物の種類は、別紙1「本件施設の概要」の「処理する廃棄物の種類」欄記載のとおり、安定型産業廃棄物5種類である。安定型産業廃棄物自体は、産業廃棄物の中では、環境に及ぼす影響の度合は比較的小さいとされるが、廃棄物に付着又は混入した有機物が腐敗、分解するなどした場合、鉛等の重金属等が溶出するおそれがある（疎甲57）。

また、本件施設で処理する産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、ガラスくず等及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物には石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令6条1項1号ロ、規則7条の2の3）が含まれる。石綿については、その吸引を原因とする主な疾病として、肺がん、中皮腫等が挙げられる。

また、本件施設は、別紙3の1写真の「第二処分場」（本件施設）付近の谷間に位置し、周辺地域の水は、谷間から一級河川β川を経て、農業用ダムのγダム（本件施設の約3km下流に位置する）に貯水され、δ川へ流入している。

申立人らは、いずれも、本件施設の下流域で居住し、あるいは土地を所有して柿や梅を栽培している（疎甲3の1）。

参加人が奈良県知事に提出した申請書に添付された維持管理計画書や災害防止計画によれば、本件施設においては、産業廃棄物の飛散流出防止のため、貯留構造物を設置し、十分な覆土（2mごとに0.5m）・転圧を施すこと、公共の水域及び地下水の汚染防止のため、処分場周縁の地下水及び採取設備により採水された浸透水について法令で義務づけられた検査項目・回数を測定・記録し、法令の基準に適合しないなど水質の悪化が認められる場合、その原因調査を行い、水質環境保全上必要な措置を講じること等が定められ、また、参加人が作成提出した産業廃棄物処理施設設置に係る生活環境影響調査報告書においても、大気汚染対策として、適宜場内散水を行い、粉じんの飛散を軽減すること、水質汚濁対策として、本件施設から発生する雨水については、集水桝に集水し、埋設した有孔管を通じて沈砂池に貯留し濁水発生を防止すること等の対策を採ることとされている（疎甲1）。

なお、上記報告書には、排水（浸透水）による影響範囲について、奈良県

産廃要綱の水利同意の範囲を基に、2 kmが目安である旨記載されている。

以上の事実によれば、本件処分における審査に過誤、欠落があり、本件施設の大気汚染対策又は水質汚染対策が十分に機能せず、同施設から有害な産業廃棄物が大気中に飛散し、あるいは同施設からの浸透水やその周辺の地下水が汚染されて下流域に流入した場合、同施設の周辺の一定の地域に居住し、あるいは土地を所有して農業を営む者は、これらを継続的に吸引ないし摂取する環境にあり、同施設から人体に有害な物質を含有する飛散物や汚染水が許容限度を超えて排出されると、生命又は身体に係る重大な被害を直接に受けるおそれがあるから、本件処分の取消を求めるにつき「法律上の利益を有する者」として、本件本案訴訟における原告適格を有し、同許可の効力の執行停止の申立適格を有するというべきである。

そして、本件施設の処理能力や上記報告書の排水（浸透水）による影響範囲の記載に照らせば、申立人Aを除く申立人ら（以下、併せて「申立人Bら」という。）は、いずれも本件予定地の下流約2 km未満の土地に居住し、又は、土地を所有して柿や梅を栽培しているから、同施設から人体に有害な産業廃棄物が大気中に飛散し、あるいは同施設からの汚染水が下流域に流入した場合、これらを継続的に吸引ないし摂取する環境にあるということができ、同施設から有害な物質を含有する飛散物や汚染水が許容限度を超えて排出されると、生命又は身体に係る重大な被害を直接に受けるおそれがあるというべきである。

したがって、申立人Bらは、本件処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」として、本件本案訴訟における原告適格を有し、同許可の効力の執行停止の申立適格を有すると認めることができる。

これに対し、権利能力なき社団である申立人Aについては、生命又は身体に係る被害を観念することができない。

なお、申立人らは、所有権の侵害ないし侵害のおそれを理由として申立適

格を有するとも主張する。

しかし、法15条等の趣旨、目的等からすれば、同条等が、産業廃棄物処理施設周辺の前記範囲内において居住する者等の生命、身体の安全とは別に、当該施設周辺の個々人又は団体が有する所有権その他の財産上の権利、利益をも保護すべきものとする趣旨を含むものと解することはできない。したがって、申立人らの上記主張は採用することができない。

- (4) 以上により、申立人Aによる本件申立ては、申立適格を欠くから、その余の点について判断するまでもなく失当である。

2 争点(2)（重大な損害を避けるための緊急の必要の有無）について

- (1) 行政処分 of 効力の停止は、当該行政処分により生ずる「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」にすることができるものであるところ（行訴法25条2項）、その損害の重大性の判断にあたっては、損害の回復の困難の程度を考慮し、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとされている（同条3項）。

- (2) そこで、検討するに、前記のとおり、本件処分により本件施設は設置されることとなるところ、同処分における審査の過誤、欠落により同施設から人体に有害な物質を含有する飛散物や汚染水が許容限度を超えて排出された場合、申立人Bらが生命又は身体に係る重大な被害を直接に受けるおそれがあることは、前記のとおりである。

そして、本件記録によれば、参加人の代表取締役であるPは、本件予定地に隣接する場所において、事前に付近住民の代表者らと公害防止協定を結んだ上、平成2年2月21日、奈良県知事に対し、本件施設と同様の産業廃棄物の安定型最終処分場（以下「第一処分場」という。）の設置許可届出をし、その後、同知事の許可を受けて、参加人と共に同処分場において埋立処分業を行っていたが、許可された処理能力面積や容量を大幅に超えて産業廃棄物の埋立を行い、埋め立てられた廃棄物の十分な転圧や覆土を行わず、「産廃

富士」と呼ばれるほどの容量となっただけでなく、届出された安定5品目以外の有機物等が数多く混入していたため、その腐敗、分解などにより鉛や鉄、マンガン等の重金属等が溶出している（疎甲2の1ないし3，3の1及び2，57ないし59）。

申立人らの一部は、他の付近住民らと共に、P及び参加人に対し、上記産業廃富士の一部（村道の高さを超えるもの）の撤去を求めて、奈良地方裁判所五條支部に訴えを提起したところ（同庁平成×年(ワ)第×号公害防止協定に基づく廃棄物撤去請求事件）、認容判決を得、その後、平成12年11月29日、同事件の控訴審（大阪高等裁判所平成×年(ネ)第×号）において、当事者間で上記認容判決と同内容の和解が成立した（甲3の1及び2）。

上記和解により、参加人及びPは、上記産業廃富士の一部を撤去することを約束したにもかかわらず、これを履行せず、同産業廃富士は、現在も放置されたままになっている（甲5の1及び2，7の1ないし6，59，62）。

さらに、本件処分には、「五條市ε×番地外7筆にある市道高以上に存する産業廃棄物（上記産業廃富士を指す。）の撤去は、本許可に基づき埋立処分が可能な時から本許可に基づく場所へ1ヶ年の間に行うこと」との条件（別紙1「本件施設の概要」記載の「許可条件」）が付されているが、上記のとおり、上記産業廃富士の中には、安定型産業廃棄物以外の有機物等も含まれており、その分解等によって重金属等が発生していることが認められ、上記条件に従うと、本件施設には、当初から安定型産業廃棄物以外の有害な廃棄物が埋め立てられることになり、違反したまま操業となる。

以上に照らせば、申立人Bらが直接被るおそれのある生命又は身体に係る重大な被害はいったん発生すると、同申立人らの生命、身体的安全等に対し償うことができない損害を生じさせるものであり、しかも参加人及びその代表取締役であるP（以下「参加人ら」という。）についての第一処分場をめぐる前記の事情にかんがみれば、その蓋然性は極めて高く、金銭賠償によっ

て回復することは困難というべきである。

このような損害の回復の困難の程度、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質を勘案すると、本件は、「重大な損害を避けるため、緊急の必要があるとき」（行訴法25条2項本文）に当たるものと認めるのが相当である。

相手方は、本件申請において、石綿の飛散については、環境省が定める石綿含有廃棄物処理マニュアルに沿った対策を講じており、水質汚濁については、そもそも本件施設で処理されるのは安定型産業廃棄物であって水質に悪影響を及ぼすことはないし、法定の基準を満たす水質汚濁防止対策も講じており、本件処分によって重大な損害が生じることはあり得ない、本件施設については、本件処分後も工事終了後の施設設置完了検査や産業廃棄物処分業許可等、本件と別個の行政処分等を経る必要があるところ、申立人らの主張は、将来の法令違反や許可条件違反といった相手方が同施設稼働後に行うおそれのある行為を仮定し、そこから生じる損害を問題にしているにすぎず、そのような損害については、違反があった時点で事後的な許可取消等の対象となるにすぎないから、本件については、重大な損害や緊急の必要性の疎明がなされていない旨主張する。

確かに、産業廃棄物最終処分場については、設置許可のみならず、設置工事完了後の施設設置完了検査、産業廃棄物処分業許可等を受けなければ稼働することができないが、法は、上記各規制を段階的に行うことを予定しており、都道府県知事は、設置許可の段階で、申請者が、申請書やその添付資料の内容どおりに当該産業廃棄物処理施設を設置、維持管理するか否かを審査しなければならないのであるから、後に使用前検査や処分業許可の段階で審査される事項であるからといって将来の義務違反行為のおそれの有無が設置段階の審査事項から除外されることにはならない。しかも、参加人らの第一処分場をめぐる前記の違反状態が放置されたままになっている事情にかんがみると、参加人らは、本件施設設置工事を完了させて、相手方主張の後続行

政処分を経ずに本件施設を稼働させるおそれがあり、また、これに対する相手方の適切な措置も期待することができない。

したがって、相手方の前記主張は採用することができない。

3 争点(3)（公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれの有無）について

相手方は、本件処分には、条件（別紙1「本件施設の概要」記載の「許可条件」）が付されており、これが履行されることにより前記産廃富士の問題が解決するのであるから、同処分の効力が執行停止されると、本件本案訴訟が解決するまで上記の問題が解決せず、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあると主張する。

しかしながら、そもそも前記産廃富士は参加人らが第一処分場の許可条件に反して自ら生じさせたものであり、その撤去については、前記のとおり、本件処分の相当以前から参加人らがその義務を負っているものであって、本件処分の効力の有無によってその履行が左右される筋合いのものではなく、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとは到底認めることができないから、上記主張は採用することができない。

そして、本件において、他に本件処分の執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるという具体的な事情を認めるに足りる疎明もない。

4 争点(4)（本案について理由がないとみえるか）について

相手方は、本件処分にあたっては、慎重に審査しており、実体法的にも手続法的にも何ら違法はなく、本案について理由がないとみえるときに当たると主張する。

しかし、本案について理由があるか否かは、本案訴訟において、主張立証が尽くされた上慎重に判断されるべき事柄である。したがって、行訴法25条4項の前記要件は、相手方において本件処分の適法要件の具備を疎明した場合に限られるというべきである。

本件においては、申立人らは、①参加人は産業廃棄物処理施設設置及び維持

管理を的確にかつ継続して行う者ではない（法15条の2第1項3号，規則12条の2の3），②参加人とその代表者Pには，その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当な理由がある（法15条の2第1項4号，14条5項2号イ・ニ，7条5項4号ト），③本件施設の維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮をしているとはいえない（法15条の2第1項2号）と主張して，本件処分の適法性を争い，これに沿う疎明資料を一応提出している。

そして，上記①ないし③の事情はいずれか一つでも該当すれば，知事は設置許可をしてはならないことになるから，申立人らの上記主張の当否の判断についてはさらなる審理を尽くす必要があり，少なくとも現段階でその当否を決することは困難である。

以上によれば，相手方が提出した疎明資料のみから，現段階で本件処分は適法要件を具備しているとして，本件が「本案について理由がないとみえるとき」に当たるとまではいい難い。

- 5 以上によれば，申立人Aの本件申立ては不適法であるからこれを却下し，申立人Bらの本件申立ては理由があるからこれらを認容することとして，主文のとおり決定する。

平成21年11月26日

奈良地方裁判所民事部

裁判長裁判官 一 谷 好 文

裁判官 小 川 紀 代 子

裁判官 船 戸 容 子

安定型最終処分場に係る対策の検討状況について

1 規制体系

(1) 産業廃棄物処分基準（政令第6条、基準省令）

① 安定型産業廃棄物に限定

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類 の計5品目

② 付着・混入防止措置

建設廃棄物については以下の方法を告示

ア 安定型とそれ以外に分別して排出、かつ、混入・付着防止対策を講じること。

イ 安定型とそれ以外に選別後、熱しやく減量を5%以下にし、かつ、混入・付着防止対策を講じること。

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可（法第15条、政令第7条、基準省令）

① 許可制（生活環境影響調査の実施、関係自治体及び住民の意見聴取）

② 構造基準（えん堤、浸透水採取設備、上下流に地下水への影響を把握できる井戸など） ※遮水シート、排水処理施設は不要

③ 維持管理基準

- ・展開検査（目視による搬入物検査）
- ・浸透水に対する水質規制
- ・地下水の検査義務 等

2 現状及び課題

(1) 建設差止訴訟（最高裁で確定）で司法から「5品目自体の有害性に問題はないが混入の可能性は否定できない」との指摘。

(2) 安定型処分場は年間約500万トン程度の安定型産業廃棄物が処分されており、産業廃棄物の重要な受け皿となっている。一方、安定型処分場については、約1割の施設において放流先又は浸透水に異常が見られる

など各地で問題となっており、何らかの規制強化が必要。

3 検討状況

「最終処分場に係る基準のあり方検討委員会」を平成20年11月に設置し、これまで3回検討会を開催した。

主な論点及び対応方針（案）は以下のとおり。

① 安定型5品目以外が付着・混入しないような対応

→展開検査をより実効あるものにするための構造基準や維持管理基準の強化、搬入管理の手法の見直し 等

- ・展開検査場の設置義務づけ
- ・展開検査の実施方法の強化（記録義務付け等）
- ・排出事業者の負うべき義務（安定型産業廃棄物分別義務、安定型廃棄物専用保管場所の設置等）

→埋立禁止品目の追加

- ・今後（平成21年度）、平成18年度調査結果で「埋立物の違反」及び「放流先又は浸透水の異常」が原因で自治体の指導を受けた処分場について更に実態を把握し、その結果、安定型5品目の中で有機物等の付着の可能性が高いものが判明した場合には、これを埋立禁止品目として指定することを検討する。

② 浸透水によるチェック機能の強化

→処分場の構造基準の強化

- ・集排水施設等の浸透水採取設備に係る付帯設備の設置及びその構造基準の明確化
- ・集水機能の確保（砂地等の地盤での遮水機能強化など）

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 様

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 4 条及び条例規則第 2 1 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (事業計画の概要書)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業計画の概要書、八段目“豊かな自然との調和を図りながら”とありますが、本計画のどの部分が、豊かな自然と調和していると考えられていますか。	
理由 (必須) 私的事由において、説明会に参加できず、関係書類を拝読しても内容の理解が進まなかったため意見書を提出することになりました。 本計画の安定型産業廃棄物最終処分場が阿波地区の豊かな自然と調和しているという考えが資料から全く理解できません。根本的に処理場と豊かな自然とは相反するものだと考えます。自然と調和するための対策などされているのであればご教示願いたく存じます。	

提出期限：令和 6 年 8 月 1 2 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
1. 処理する産業廃棄物の種類からの金属くずの除外	
2. 最終処分の前工程となる産業廃棄物の分別や中間処理の内容の明確化	
3. 事業計画段階での作業員の教育方法および教育内容の記録・保管方法の具体的な策定。	
4. 市民へのマニフェストや各種定期検査結果の公開や、稼働中の最終処分場の見学など、一般市民への情報公開方法の策定。	
5. ISO14001 の取得	
6. 有機フッ素化合物 (PFAS) に対する対応についての事業計画書への記載。	
理由 (必須)	
1. について	
伊賀環境サービス株式会社殿 (以降貴社と呼称させていただきます) の web サイトにて公開されている"生活環境影響調査報告書.pdf"を始め、今回の貴社による産業廃棄物の最終処分場の設置計画において、デイリー社グループ殿 (以降貴グループと呼称させていただきます) が滋賀県大津市で20年間にわたる安定型産業廃棄物最終処分場の運営実績を有していることが、貴社が産業廃棄物 (安定型5品目(石綿含有産業廃棄物を含む)) の最終処分場を安全かつ適切に運営できることを保障する証拠であるのように述べられておりま	

す。しかし現在貴グループが滋賀県大津市で運営している産業廃棄物の最終処分場、大津夢の里第二最終処分場の web サイトを拝見すると、こちらでは安定型 5 品目(石綿含有産業廃棄物を含む) から金属くずを除いた 4 品目のみの処分が許可されております。このことより、貴社および貴グループでは金属くずの最終処分場の運用実績が無いのではないかと考えており、本計画の最終処分場で扱う品目から金属くずを除くべきと考えております。

2. について

本計画の事業計画にも記載されておりますが、現代社会は循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化や廃棄物の適正処理に関する施策を推進し、サステナブル（持続可能）な社会を目指していく必要があります。そして廃棄物の減量化や廃棄物の適正処理においては最終処分場よりも前の段階、廃棄物の分別と中間処理が重要になります。しかしながらこの分別や中間処理について、事業計画書などでは具体的な記載はありませんでした。最終処分場で最終処分を行う産業廃棄物について、適切に分別や中間処理が行われ、減量できるものは減量し、再利用できるものは再利用に回し、どうしても埋め立て処分せざるを得ないものだけが最終処分されるよう、事業計画段階から検討を行い、事業計画書に組み込む必要があります。例えば、貴社独自の中間処理業者に関する規格を定め、それに適合した中間処理業者のみから廃棄物を受け入れる、あるいは貴グループで責任をもって分別や中間処理までを行うなど。

3. について

最終処分場が計画どおりに適切に運営されるかどうかにおいて、実際に作業を行う作業員の教育と、適切に教育が行われていることの管理・監視が重要となります。これを確実に行うためには、事業計画段階で作業員に行う教育の内容とその方法、教育記録の保管方法などを検討・策定しておく必要があります。事業計画書に盛り込んでください。

4. について

最終処分場が適切に運営されているかどうか、地域の市民が確認・監視するためにはモニタリングや各種検査結果の公開や、最終処分場の一般公開などの情報公開が必要です。これらについて、事業計画段階で策定し、事業計画書などに記載してください。

5. について

貴社が自身の企業活動が環境に及ぼす影響を管理できている事業者であることが第 3 者機関により証明されることになるので、取得してください。

6. について

昨今問題になっている有機フッ素化合物（PFAS）について、産業廃棄物の最終処分場の設置を計画している事業者として、貴社には自身の企業活動が地域の PFAS の量に与える影響や、PFAS に対する姿勢を説明する責任があると考えます。貴社の企業活動が地域の PFAS の量に与える影響の評価を行い、事業計画書や環境影響調査報告書に記載してくだ

さい。また貴社の企業活動によって地域の PFAS の量に影響があるとした場合は、PFAS 量の検査や、基準値、基準値を超えた場合の対応などについて事業計画書に記載してください。

以上

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日（事業計画者あてに必着）

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明 ）

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
建設予定地については、私共の飲料水及び農業用水に使用 する水源地にあり、健康被害リスク等も鑑み、 建設には反対です。	
理由 (必須)	
各資料を確認すると、安定産業廃棄物は、他所で多数 の問題にたどり、目視の計測も確認は不十分、汚染可能性 が非常に高いと見受けられます。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

何が危ない？「安定型産廃処分場」

水質・土壌・大気が汚染される可能性がある

安定型産廃処分場では「有害物質を含まない安定5品目しか処分しない」という理由で、汚水の流出を防ぐシートや遮水工などの設備もない素掘りの穴に廃棄物が直接埋められます。また、搬入時には事業者による目視チェックしか行われません。

そのため、有害物質を含む廃棄物が埋立処分された場合、有害物質が施設外に流出し、水質汚染や土壌汚染、大気汚染を引き起こし、地域に深刻な被害を及ぼす可能性が大いにあります。

全国で危険性が指摘されている「安定型処分場」

実際に、全国各地の安定型処分場の稼働地域においては、処分場からの有害物質の流出による環境被害が多数起こっており、地域住民による訴訟が後を絶ちません。

これまでの数々の訴訟において、裁判所は「目視チェックで安定5品目とそれ以外の廃棄物とを分類することは、ほぼ不可能である」と認めています。

また「安定5品目の中には、酸性雨などにさらされることにより化学的変化を起こし、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくず、金属くずなどが含まれている」と、安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も数多くあります。

特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらす可能性を多くの裁判例が認定しています。

日本弁護士連合会による環境省への意見書

日本弁護士連合会は、有害物質による汚染事故が多発する安定型処分場について「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」を2007年に環境省へ提出しました。

＊上記内容は全て、日本弁護士連合会による意見書から抜粋、要約したものです。

日本弁護士連合会
意見書全文



広島県三原市
住民勝訴の動画



県の指導に従わず
搬入を続ける業者



産廃計画の止め方
講演会動画



安心安全な故郷を創る会 第 19 号 令和 6 年 7 月 26 日

心配な事を区長への意見書で 産業廃棄物最終処分場「安定型」NO・3

A 最終処分場の種類

種類	安定型	管理型	遮断型
概要	有害物質や有機物の付着が無く、雨水などにさらされてもほとんど変化を起こさない安定型産業廃棄物が埋め立て処分される。	有害物質や有機質が含まれる	有害物質含まれる
廃棄物の種類	安定型 5 品目「廃プラスチック・ゴム・金属・コンクリート・ガラス・他がれき類・陶磁器」のくず等	汚泥・燃え殻・木くず・動植物の死骸・鉱さい・ばいじん等	
構造基準	浸透水採取設備の設置が義務付けられる。 阿波地区施設は、管理型に必要な浸出液処理施設だけ設置。目的は？ それだけで効果は？ 処分場の内外を遮断するための遮水工の設置義務なし	・浸出液処理施設 ・二重構造の遮水層 ・地表水の流入防止	
維持管理基準	・搬入物の展開検査 ・低規定な浸透水水質検査 ・50 cm以上の土砂で覆土	・浸出水処理施設で浄化。放流水の排出基準 ・発生ガス対策と管理	長期間の維持管理
三重県で稼働	鈴鹿市一例 石綿含有廃棄物に特化 「なぜ特化しているの？」	伊賀市 2 例 四日市内三重県環境保全事業団「県出資」	

B 日本弁護士連合会が「安定型処分場を許可されないよう求める意見書」

趣旨 安定型産業廃棄物最終処分場という類型を廃止し、今後新規に許可されないよう求める。 2007 年環境省に提出

安定処分場においては、法が予定した安定 5 品目とそれ以外の物質の分別ができず、処分場内に安定 5 品目以外の物質が混入することが避けられない実態となっている。また、安定 5 品目自体に、人体や道植物への有害性が指摘されている物質が含まれていることも明らかである。

「参考」意見書に記載された「安定型処分場に関する判例一覧」

- ・平成 9 年 7 月 16 日 津地裁四日市支部 廃棄物処理禁止仮処分申立事件
- ・平成 10 年 3 月 26 日 福岡地裁 建設差し止め仮処分申立事件
- ・8 事例省略
- ・平成 16 年 9 月 30 日 福岡地裁 操業差し止め仮処分申建事件
- ・平成 16 年 12 月 13 日 千葉地裁 建設・操業差し止め請求事件「本訴」
- ・平成 17 年 7 月 19 日 水戸地裁判決 建設・操業差し止め請求事件「本訴」

次回 8 月 2 日発行 ・他地区の産廃場設置許可取り消し訴訟等

予定 8 月 9 日発行 ・水道水源保護条例等

伊賀市中馬野 535 番地 福岡正康事務所 08094907294

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 工事の中止を、お願いします。	
理由 (必須) 服部川に廃棄物が混入するのを防ぐため。 生活水が汚れるのは、困ります。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 12 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 絶対に反対です	
理由 (必須) 生活水が汚れることは許されません。	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ (ハ) ・ ロ ・ 不明)

事業計画意見書

令和 6 年 8 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 24 条及び条例規則第 21 条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
1) 産業廃棄物処理場の建設予定地は、伊賀市山田地区の水道水源地上流約 5 km に位置します。 これは明らかに伊賀市水道水源保護条例で、定められた範囲になります。	
2) 安定型処分場を建設予定とのご説明ですが、安定型処分場そのものが、全国で安全性が疑問視されており、水道水源地の近距離の上流に安定型処理場を設置し操業すれば、水道水源が汚染され、多くの住民らに健康被害をもたらす可能性を、多くの裁判例が認定しています。	
3) また安定型処理場において、搬入された廃棄物を、「目視チェックで安定 5 品目と、それ以外の廃棄物とを分類することは、ほぼ不可能である」とこれまでの訴訟で裁判所は認めています。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 8 月 12 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)